

インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法等に関する

評議会での意見（奈良支部）

令和2年10月29日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。

【評議会意見】

- 本部案の通り、インセンティブ分の保険料率について、0.007%を当初方針通りに実施することが妥当であるとする。
- 評価法方法について、本部案の通り、指標1、2、4については案②の通り、指標3、5については平成31年4月から令和2年3月分実績により評価することが妥当であるとする。